

【保険環境課】

（平成22年11月2日、4日～5日監査）

●ごみ指定袋配送等業務委託契約書について

契約書における業務内容は、「配送にかかわる積み下ろし及び集金業務完了後のごみ指定袋販売代金の納付」になっているのに、契約書の本文には、袋及び金銭等の損害補償について明記されていない。

▼回答（平成22年11月25日）

当該契約の相手と協議をおこなった結果、同意を得ましたので平成22年度ごみ指定袋配送等業務委託契約書第7条（損害の賠償）に「ごみ指定袋及び販売代金について盗難又は紛失等による損害賠償」を追加し2月1日付けで当該契約をする予定です。（12月1日本契約を締結）

【社会教育課】

（平成23年1月20日～21日、24日監査）

●隣保館の使用について

1年間の大会議室の（平成22年4月1日～平成23年3月31日毎週木曜日20時00分～22時00分）使用許可願を受領し、特に支障がある場合を除き使用させていますが、住民センターにおいても1ヶ月分以上の使用申請は、受け付けていません。かつ

使用料は無料だからこそ長期間の使用許可を出すのは、不公平です。

また、常時夜間の使用者には、事務室、相談室に鍵をかけていますが、入口の鍵を渡し使用させているのは、管理上問題です。

▼回答（平成23年2月15日）

- ① 使用許可願については、1ヶ月単位で受け付けるようにします。
- ② 使用者に渡す鍵については隣保館には管理人を配置しておらず、夜間利用の際に鍵の開閉を利用者に委託することは、やむを得ないと考えています。

今後は、利用時のチェックリスト等を作成し、不審者の侵入防止、利用後の戸締り、火の始末等の徹底を図り、より事故等の発生がないようにします。

また、鍵の貸出については、貸出整理簿等を設置し、係が利用時の諸注意を行ってから鍵を貸し出し、利用後は、役場の管理人室に鍵を返却するようにします。

【総務課】

（平成23年2月15日～16日、21日監査）

●通勤手当及び扶養手当について

次のとおり通勤手当の過払い及び扶養手当の返納の未処置があります

が、これらは、申請・事務的ミスで処理するのでなく、役場職員として住民に信頼されるように問題点を分析し対策する必要があります。

また時間の都合上、監査として数年前の精査をできませんでしたが、確認してください。

1 通勤手当の過払いについて

10年前の通勤届における通勤距離の間違い申請（1件、約28万円）及び住所変更に伴う通勤経路変更の未提出（1件、約8千円）による過払いがあります。

2 扶養手当の返納について

- ① 平成20年度及び平成21年度の扶養手当に係わる被扶養者の収入が130万円（桂川町給与規則による扶養手当の支給限度）を超過している者に扶養手当を支給（3件、約30万円）しています。
- ② 平成20年度分及び平成21年度分の一部に係わる扶養手当の返納（約30万円）を担当者は、平成21年度中に全額返納してもらうよう当該者（1人）に伝え、平成20年度分は、返納されましたが、平成21年度分は現在まで返納されていません。また、担当者も返納されていないのを確認していませんでした。

▼回答（平成23年3月29日、4月1日）

- 1 通勤手当の過払い及び扶養手当の返納について

通勤手当の過払い及び扶養手当の返納に係わる該当者、支給期間及び事由を明らかにし、返納額、改善方法及び措置を報告します。

なお、返納額については、3月29日までに全額終了しました。

2 改善方法について

- ① 通勤手当の届出については、今まで変更があった場合のみ提出させていましたが、平成23年度については、全職員に通勤届を提出させ通勤距離の確認を行います。また、変更があれば、その都度変更届を提出させます。ただし、5年に1回は、全職員に通勤届を提出させます。
- ② 扶養手当の申請については、受付の決裁のみで、担当者が確認の印で認定していましたが、平成23年度から受付の決裁後、総務課長が認定の決裁印により認定します。

※ 本2件については、課長会の中で、改正内容について、口頭で注意を促しました。

3 今回の指摘事項に対する措置

町長は、全職員に対して、平成23年4月1日「職務執行に際しての注意喚起に関する訓令」を発令しました。